

# 『権記』の夢『小右記』の夢

—女流日記文学の夢への序説—

森 田 兼 吉

「御堂関白記」「権記」「小右記」などの漢文日記には多くのさまざまな夢の記述が見られる。それらの夢は回想によって構成された日記文学中のものとは異なり、その日その日に記録された日記中のもので、夢を見た時点からきわめて近い時に記載されたものであった。きわめて重要だと判断される夢の場合は、目覚めてすぐ書きつけることもあった。藤原行成の「権記」には「十四日癸未夜夢」として夢を詳細に記した後で、

此夢此夜二寝之間見。仍為「備」忍忘「挑」燈書之。于「時」鷄已鳴了。  
(寛弘八年十一月)

と注記した裏書がある。<sup>(2)</sup> 藤原実資が長文の夢の記述の後で「…夢覚、天明、欲謂忘想慥所覚也」と書いている(小右記 長元三・九・九)のは「欲謂忘想」の部分がよく判らず誤写・誤記を考えずにはいられないのだが——「大日本古記録」の編者は「忘」に「妄カ」と注するがそれでは解せない——「慥ニ覚ユル所ナリ」とあって実資が夜明けに目覚めた後、夢を一心に再生反復して、しっかり

覚えて書こうとしたことを語っている。一つの夢が二つの記録に書き留められた例もある。たとえば「御堂関白記」の長和二年(一一〇一—)二月二十六日条、藤原道長は自らの見た夢については「晝方有「両度夢想」とだけで内容は何も記していないが、「小右記」の三月一日の条には近江守藤原知家の語った道長のこの夢の概要が記されている。

近江守来語次云。去月廿六日夜、左府見可被三重慎之夢上。  
夢寤詣「仏前」、被「致」折請、夜中重示「八月重厄之由」。有「恐怖」氣二者。件事一日太皇太后宮大夫同所談説。

実資は同じ話を藤原公任からも聞いたと記している。二月二十六日の「御堂関白記」には「八月、寅時」という頭書があつて、これが実は夢想についての道長の覚え書きであつたことがわかる。八月の寅の時に重く慎しめという夢想を得たのであつた。伝聞によつて記された夢もあり、たまには後になつての追記(権記寛弘八・七・一二)もあるが、夢の記述の信頼度は文学作品や編纂された史書中のものに比して群を抜いて高い。記述された夢の数もたとえば「小右記」の場合などは一五〇を越えるほどで、きわめて多い。もちろ

「権記」の夢「小右記」の夢 —女流日記文学の夢への序説—

んその一々の夢の内容は記されていないことが特に「小右記」の場合など多いのだが、「権記」や「小右記」などの記載が平安時代中期の夢の傾向と人々の夢に対する態度とを知る上できわめて重要なものであることはいうまでもない。

わたくしたちが日ごろ読んでいる「かげろふの日記」や「更級日記」にも夢の記述は多く（前者一〇、後者一一）、作品の中で重要な位置を占めている。「権記」や「小右記」には政治色を帯びた夢も多く、見る者の男女の相違によって夢にも差は当然出てくるのだが、これら漢文日記の夢が、「かげろふの日記」や「更級日記」に語られる夢と共通の基盤から出ていることは確かである。しかし「かげろふ」や「更級」の夢についての論は枚挙にいとまがないほど多いにもかかわらず、同時代の漢文日記の夢をも視野に入れての論はほとんどなきやうである。本稿では「御室関白記」「権記」「小右記」を中心に漢文日記の夢を展望することを主目的としたいが、「かげろふ」や「更級」の夢との間をも自由に往返して論を進めていくことにする。そうすることによって、これら日記文学の夢を考へなす一つのきつかけも出てくるのではないかと考へている。

## 二

寛弘四年（一〇〇七）二月二十八日、道長は多数の公卿殿上人等を従えて春日社に詣つた。二十九日、参拜等の後幣殿で神楽の奉納があったが、大藏卿藤原正光はすこし眠ってしまった。そして炬火（たいまつ）の前で唐車に女人の乗る（あるいは乗っている）さま

と、鬘（きぬがさ）を執つた女のいるさまとを夢見たという（権記）。現代なら、神楽の際中に居眠りをし、いい歳をして（正光五十一）女性の夢を見るなんてと、ひやかされかねないのだが、行成は「可謂有神感矣」と感動して日記に記している。「神感有リト謂フベキカ」というのはおそらく行成一人の感想ではなく、そこに居合わせた多くの人々に共通の所感だったのであろう。

平安時代中期の人々にとつて、夢は上代人の場合と同じようにきわめて神秘的なものであった。漢文日記には「夢想」「夢告」「夢想告」ということがよく使われている。

致信朝臣云。寿命経・心経各一千卷可書写供養。是致信夢想告也。而雖不満足彼数、且所奉供養、至不足後日可奉書供養者。

（小、寛仁二・三・二二）

のような場合、「告」は動詞として使われていると解せないでもないが、

又依「夢想告傳」支子汁。

（小、治安三・九・一四）

からしても「夢想告」に一語意識はあつたと認められる。これらは夢として顕れた形・相であり、神仏、あるいは人知を超えた神秘的なものからのお告げだと信じられていたようである。源致信の前掲の例では、夢想告によって二千巻の經典が書写・供養されようとしているのであり、致信が夢想告に努力して忠実であろうとしていたことがわかる。

道長も行成も実資も夢想の告示にはつとめて忠実であつた。道長は夢想によつてしばしば他行を控えている。以下引用にあつては訓読に問題のある部分を除いては片仮名をまじえての書き下し文と

することにしよう。

。参内セムトスル間、人夢相宜シカラズテヘレバ、参ラズ。

(御堂、寛弘元・一〇・六)

。人夢相有ルニ依リテ、籠居物忌。

(同、寛弘八・一一・七)

。夢想ニ依リテ他行セズ。

(同、長和五・八・二七)

実資にも夢想によつて家に籠つていた記述は多く、「夢物忌」

「夢想物忌」という表現も出てくる。

。夢物忌。只西門ヲ閉ザス。

(小、寛弘二・一一・九)

。今日夢想物忌。仍リテ門ヲ閉ザシ、殊ニ慎ム。

(同、長和四・四・二)

行成が「権記」に記した夢は、内容が詳細に語られたものが多く、夢想によりて他行せず式の記載はないのだが、むろん彼とて例外ではなかつたらう。公務があつても夢想が優先したから、必要人物の突然の欠席で、政務や行事の遂行に支障のあつたことも多かつたはずである。「小右記」に記されている藤原公任の例を見よう。

長和五年(一〇一六)一月二十九日に三条天皇が讓位し、敦成親王

(後一条天皇)が受禪、二月七日に即位した。この間三カ国の関は一時間じられ、二月八日に開関、十八日は開関覆奏の日であつた。

ところがその朝行事の上卿を務めることになっている公任から実資に消息があつた。

……今日三个国ノ使ヲ召候スベキノ由、一昨日外記ニ仰セタリ。

今日参り行カムト欲スルニ、或ルヒト不吉ノ夢ヲ告グ。仍リテ

参入スベカラズ。如何セム、テヘリ。

というわけである。万事批判家の実資でもこれには何もいうことが

「権記」の夢「小右記」の夢——女流日記文学の夢への序説——

できない。代役を立てることになる。

「夢想紛紜」「夢想不静」「夢想不閑」という表現も多く使われ、「小右記」ではこの三種を合わせると三十例以上を数える。

「紛紜」は「乱れる様子。盛んな様子。多い様子」(広漢和辞典による)の意で、自分や他人に様々の夢想が現われ、注意をうながしているときに使われるのであろう。「静カナラズ」「閑カナラズ」

も同じ意と見てよい。これらは悪い夢の場合に使われ、身を慎しみ、神仏に祈願するのである。

。内裏臨時御読経。僧廿。七寺誦経。夢想紛紜也。(貞信公記、

延長四・六・一六)

。誦誦ヲ三个寺ニ修シ(東寺、清水、祇園)、金鼓ヲ打タシム。

夢想紛紜タルニ依リテナリ。(小、長元四・二・二九)

。夢想紛紜。云々。誦誦ヲ東寺ニ修シ、亦金鼓ヲ打ツ。

(同、長元四・三・一七)

。昨今日内御物忌也。夢想静カナラズ。仍リテ御誦誦ヲ修セシメ

タマフ。(御堂、長和五・一〇・一二)

。夢相静カナラザルニ依リテ、誦誦セシム。(同、寛仁元・三・二五)

。夢想閑カナラズ。仍リテ誦誦ヲ祇園ニ修シ、亦金鼓ヲ打タシム。

(小、治安三・七・一六)

当時の人々がいかに夢に神経質になり、不吉な夢に怖れていたかがわかる。「かげろふの日記」に、貞観殿の御方登子との交情を描く中で、

五日に、帝の御服ぬぎてまかてたまふに、さきのごと、こな

たなどあるを、「夢にもものしく見えし」などいひて、あなたにまかてたまへり。さて、しばしば夢のさとしありければ、

「ちがふるわざもがな」とて、七月、月のいとあかきに、かくのたまへり。

見し夢をちがへわびぬる秋の夜ぞ寝がたきものと思ひ知りぬる

御返り

さもこそはちがふる夢はかたからめあはではど経る身さへ憂きかな

(上巻)

安和元年七月

以下、登子の夢をきっかけとした歌の贈答がある。「しばしば夢のさとしありければ」というのは漢文日記の「夢想紛紜」に当たるものである。この夜道綱の母と登子とは「夜一夜」歌を詠み交わしたのだが、登子の身辺では寺々に諷誦が修されたり、神仏への祈願がなされていたはずである。夢違えの呪文の歌が「袋草子」「簾中抄」「拾芥抄」「二中歴」などに見え、「かげろふの日記」の注釈にも引かれるが、呪歌よりも何よりも神仏に祈願することこそが最高の夢違えの方法であったことは、漢文日記の「夢想紛紜」等の記載中の人々の行動によって知られるのである。そのことについてはまた後でも触れたいが、「夢にもものしく見えし」に関連して、これも漢文日記に多い「夢想不吉」(前掲の公任の消息に「不吉夢」も見える)の例も示しておく。「夢想不宜」の例は前掲。

。大内ノ奉為(オホホシタメ)ニ廿一寺ニ諷誦セシム。彼レ此レ夢想不吉ナルニ依リテナリ。(貞信公記、承平二・二・二九)

### 三

長保三年(一〇〇一)二月三日、行成は結政に参じた。そして結政がまた終わらないうちに、座上でしばらく眠ってしまった。

夢二人一封ノ書状ヲ与フ。予問フニ云フ、權中將ノ消息也ト。

亦夢中ニ出家ノ由ヲ告グルト思ヒ得タリ。即チ覚ム。参内。

左府ニ詣ル。挙直朝臣ト相ヒ逢フ。云フ、殿下三条宮ニ参リ

給フト。宮ニ参ル。已ニ罷リ出デ給フ。仍リテ尋ネ奉リテ一

条院ニ参ル。權中將ニ相逢フ。夢ノ趣ヲ示ス。中將笑ヒテ云

フ、正夢也ト。月来遣次出家ノ志ヲ語ル。又中心ヲ隔テザル人

也。

權中將は源成信で致平親王の第二子。母は源雅信の娘で、道長の室倫子の甥に当たるといふ縁から、左大臣道長の猶子となっていた(権記二月四日に小伝がある)。出家を伝える夢を見て行成がまず

宮中に走り、次いで左府邸に回ったのは、そのためであった。成信を尋ねて諸所を走り巡る行成の姿が緊迫感を持って描かれており、

「中将咲云正夢也」という衝撃的なクライマックスに至る。そして翌四日には、成信が左少将藤原重家と共に夜行して帰参せず、出家の疑があるという情報が入ってくる。そしてそれは事実であった。

二十三歳と二十五歳の貴公子の出家は世間を騒がせたが、前日に夢で知らされていただけに、行成には感動的ではなかった。

一条天皇崩御の折も行成は予告的な夢を見ている。増補史料大成本の「権記」で寛弘八年(一〇一一)七月十二日の記事の次、十七日の記事の前に次のような記述がある。

夏末夢。天大雪。時甚ダ寒シ。其雪天ヨリ降り板敷ニ満ツ。情ヘツラツラノ之ヲ思フニ、天ヨリ降ルハ天皇御嬰駕ニ遣フ也。

堂上ニ足踏滿ツルハ、躬自ヘミツカカレ此夜ノ事ヲ行フ也。俗ニ夏雪之夢ヲ以テ穢ノ徴ト為ス也。

一条天皇はこの年六月十三日に讓位、同二十二日に崩御したのでから、この夢は崩御の少し前に見たことになる。行成が見た日に記さなかつたのは、不吉過ぎて書き残すのはばかられたのであろう。行成はこの夢にすぐ続けて、いま一つある人の見た夢を書いていて、それによれば十月末の追記らしい。七月に入っているのは本来は裏書であつたのだろうか。七月八日御葬送、十一日藤原有国葬、母と母方の祖父源保光の改葬と「権記」の記事は続き、裏書の記される箇所としてはおかしくない。そのある人の夢というのは、

或者又夢。檢非違使多ク天ヨリ降ル。床子ヲ鳥戸野ニ立テテ、共ニ坐リ。山陵ヲトス云々。時ニ院御惱之間也。当ニ崩御セラレベキ夢ノ徴ト為ル。而ルニ吉方ヲ扱フニ依リテ此ノ地ヲトサズ。其ノ後冷泉院上皇九月朔ヨリ不弔、十月廿四日遂ニ崩シタマフ。来月十六日御葬有ルベシ。其ノ処此ノ野ニ在ルベシ云々。其ノ夢相亦説有リ、又信ズベカラズト雖モ、松桑驗有リ。又謂凡夫之通信哉。

自分の予兆的な夢は信じて、他人のそれは行成は必らずしも信を置いていない。その辺の行成の判断については後にまた触れることとして、行成が夢で自分が伊勢の使に任じられる予兆を得た話を記そう。寛弘二年（一〇〇五）十二月八日の「権記」の記事は、

参内。曉更夢。床上ニ休息シ、朝日身ヲ照ラス。

「権記」の夢「小右記」の夢——女流日記文学の夢への序説——

とだけある。日記は朝前日のことを記せという「九条殿遺戒」の説もあり、曉更の夢とは九日に目覚める前に見たものと解するのが、後述の記事と合う。

さて九日は、前月十六日に内裏が火災にあい、神鏡も焼け損じたため、七社に臨時の奉幣使が立つことになっていた（権記の他、小右記・百鍊抄参照）。行成は松尾社への使となっていたが、急に左府（道長）より命じられて、明日出立する伊勢への御祈使の斎相中将（源経房）の代役を奉仕することになった。宰相中将のところまで犬が産をし、その産穢で宰相中将は伊勢の使が務められなくなったためである。その上更に興味深いことがあつた。その日、日ごろ太政官の左大弁（行成）の曹司に置かれていた神鏡が東三条殿の東対に移されたが、頭中将（源頼定）が供奉し、「新シキ辛櫃ヲ以テ移シ入レムトスル間、照輝有リ」。この照輝のことは「小右記」十日の条にも、

頭中将示シ送りテ云フ。神鏡昨移シ奉ル。但シ、旧ノ御鞆櫃ヲ開ケテ、將ニ新シキ辛櫃ニ納メ奉ラムトスル間、忽然トシテ日光ノ如キ照輝有リ。内侍・女官等同ジク見ル。神驗猶新タナリ。最モ是恐ミ驚クニ足ル、テヘリ。

焼け跡から見出され、「鏡、僅ニ帯有リ、自余焼ケ損ジテ円規無ク、鏡ノ形ヲ失フ」（小右記一月一七日）という神鏡の照輝はまさに「神驗猶新」との感を抱かせるものであつたが、行成にとつてその照輝はまさに夢で我が身を照らした朝日であつた。十日出立、十二日、伊勢の鈴鹿の関戸駅に泊り、そこで「有夢」というが、残念ながら行成は珍しく詳細を記していない。十四日飯高郡に至る頃

急に曇り、雨脚が強くなつたが、心中に大神宮を祈り申すとすぐに晴れ「神恩有ル也」と行成は感じ入っている。さらに「此夕神宮方光」と、行成は神意・神恩を感じながら使の役を果たすのである。

伊勢神宮にまつわる夢としては、「小右記」長和四年（一〇一五）七月二十四日条に見える侍従内侍の見た夢も興味深い。三条天皇が持病の眼を病んでいた頃である。実資は藏人登任から聞いたこの夢の内容を彼としては珍しく平仮名と漢字の音仮名混じりに詳しく記している。平仮名・音仮名の部分は平仮名で残して書き下し文とする。

藏人懐信屋ノ御座ニ参ル。其装束ヲ見ルニ、表衣ノ上ニ浄衣ヲ着ル、奏シテ云フ。伊勢ヨリ御目まじなひに人参ぜり。勅ニ随ヒテ召スベシ、テヘリ。即チ召スベキノ由仰セラシ。少時シテ貴女一人日華門ヨリ御所ニ参リ、御目をまじなひたてまつる。件ノ貴女ノ装束、裙帯ヲ着クト云々。

この貴女が伊勢の大神宮の神女と解されたことは確かであろう。二十七日に実資が参内すると、藏人隆佐が「主上御目昨日御覽」と告げたというおまけつきである。

また行成の予兆的な夢に戻ろう。寛弘五年（一〇〇八）三月十九日の夢である。

此の夜夢ニ陣ノ辺に在リ。諸僧宿徳多ク参入ス。中宮御懷妊ノ慶ヲ申ス。男女ヲ自問シ、男也ト答フ云々。

この年九月十一日の中宮彰子の敦成親王出産と関わる。三月二十七日の時点で中宮懷妊のことは知られていたろうから——『御産部類記』所引の「不知記」（第三）には「中宮自去去年一令懷妊給

云々。但事愁不定也。仍被秘者。不可及他聞」とあり（三月十三日条）、公開はされていなかったかもしれないが、三月十二日には中宮御退出のことも定められており（御堂闕白記）、行成は知っていたらう——男子ということが夢で予言されたことになる。僧等が慶び申しに参り、男子と自問自答したことは、仏の加護のあることを意味しよう。行成が「権記」九月十一日条に「午剋中宮男皇子ヲ誕ム。仏法ノ靈験也」と記しているのは、この三月の夢を思い合わせたものと解される。

行成が夢に神仏の意を見、厚く信じ頼むのも無理のないことであつた。

今夜室女夢ニ余ト共ニ明月ヲ見ル。（長保四・二・九）  
と記された夢など、いかにもほほえましいものだが、行成はこれを何かの吉事の予兆と見てここに記したのであろう。

此夜夢ニ此ノ宮ニ候フ。定者下官申ス。一同ノ人皆祿ニ預ル。亦南殿ノ北面ノ東ノ一ノ戸ノ下ニ女一人有リ。従者ノ女ヲシテ余ニ告ゲシメテ云フ。悦ビハ四條ニテ申シ云フベシト。  
（寛弘元・一〇・二七）

この日は宇佐宮のことについての陣定があつたから、「此宮」とは宇佐神宮であり、「定者」は「定メハ」と訓んでいいのであろう。この女はむろん神女であり、神女は行成の労をねぎらつて、近々お礼をしようと語つたように読める夢である。翌寛弘二年六月十九日の除目で行成が左大弁になったとき、彼はこの夢を想起したかもしれない。

「権記」や「小右記」「御堂闕白記」に描かれた夢は、それぞれ

の筆者の性格等を如実に反映していてもおもしろい。夢を記し留めた数は道長が三人の中で最も少く、ぶつきらぼうで、詳しくもない。実質は夢想によって諷誦をし、金鼓を打たせたといった記述を多くするが、夢の詳しい叙述はそう多くない。ただ道長に関わる夢想は小まめに書いてある。そして最も生き生きと夢を記述し、それを見ただ感動や動揺を伝えてるのが行成である。次に掲げる夢など、宣命体風に字音仮名で活用語尾や助詞を書いたり、平仮名もまじえたりして、活写しているのだが、例によってその部分は平仮名として書き下してみる。これ以降も、書き下し文にまじえた平仮名はその類である。

廿九日夜夢。東対ノ東庇ノ如キ所に、人々之有ル間、東方を見出せば、東北ニ細雲立チ、雲ノ上ニ火有リ、南北ト行キ遇ヒ、更ニ南ヲ指シ行ク。雲ノ中ニ二人有リテ人を捕へて行く。人々の之ヲ見テ騒グ間、此ノ召ス人ハ、召スハ檢非違使別当を思フ也。今又左大弁ヲ召スベシと言フノ間、又有ル人言フ、大弁ノ事召スベカラスとなむ言ヒつると人々語ル。其ノ替リニハ近江守可ナリと云フに、余云フ、専ラ過ツ所無シ、何ニ因テ余ヲ召スベキ乎ト云ヒて、手ヲ洗ヒて、布袴して本尊の御前に詣ツル程、杖刀の者出デ来、腰ヲ抱キ持チ出デむとす。心ノ中ニ覚ユ、是ハ此ノ召ス使也。之ニ因リテ示云、先ツ本尊ニ申シテ還シ退ケム、然ラズハ可ナラザラむと。即チ本尊ノ前ニ明王ヲ頂札ス。此ノ間指人抱腰、次ニ五大尊ヲ念ジ奉りて頂札スルコト四五遍バカリ、次ニ薬師如来、次ニ地藏菩薩、次ニ普賢菩薩、次ニ阿弥陀如来、南無四十八願弥陀善逝と唱エ奉り、一拝ノ

「権記」の夢「小右記」の夢 — 女流日記文学の夢への序説 —

間、腰ヲ抱ク人漸ク復ニ敷ノ間、弥陀如来ヲ称フルニ免レ給ハズ、此ノ人已ニ離ル。此ノ間不覚ニ涙下ル。即チ余足ヲ以テ此ノ人ヲ踏ム。十拝許ノ後、又観音ヲ念ジ奉ル。夢中に十齋仏六観音念ジ奉ルベキ也ト覚ユ。此ノ中弥陀如来大イに念ジ奉ルベシト。夢中ニ甚ダ尊シと覚ユ。此ノ間寤メ了ハンヌ。

(寛弘二・九・二九裏書)

左大弁とはいうまでもなく行成である。行成の夢には動きがあるものが多く、夢の中でいろいろ考えている記述の多いのもまた特色であろう。自分の見た夢を詳しく書き残しておくことに熱心な行成なのである。そしてこの夢にも見られるように行成は信仰心があつた。度重なる夢のさとしは自らの信仰のあつさを神仏が認めてくれたものとも思えたであろう。寛弘七年(一〇一〇)三月十一日、行成は石山寺に詣で、十四日まで参籠した。出かける朝、一条天皇は御書を行成に伝えて「御祈趣」を託された。行成は仏前にあつて家族のためと共に天皇のためにも祈ることとなった。すると十二日の夜に夢を得た。「讃岐ノ円座百枚ヲ敷キ、其ノ上ニ臥ス」という夢で、行成は「是内裏ノ御祈願ニ奉仕シテ見ル所也」と書き、石山寺で十口の僧をして十日を限り、寿命経一万巻を転読させるのである。さらに行成を感激させたのは、二十日に参内して御祈・夢想・一万巻転読等を報告したところ、天皇が、

汝ガ申ス如ク彼ノ石山祈願ノ間、夢ヲ見ルコト有リ。石山ヨリ僧有リ。如意輪観音経ヲ持チ来タリ、云々。

と夢について語られたことであつた。「綸命ヲ承ケタマハルノ処、感悦極マリ無シ」と行成は書いてある。春日に詣でて、前日来の雨

が甚雨となり、帰路が案ぜられたときは「夜来夢想有り」、それに従つて神官を召して赦えさせたところ、陰雲忽ち収まり青天が見えたこともあった。(寛弘二・二・六)

実資の夢で最も実資を感じ入らせたのは、治安三年(一〇二三)九月三日、倒れて頬を長押に突いて出来た一寸程の傷についてであった。この傷は腫物を伴いなかなか癒えず、実資は氣にして何度も傷についての夢想を得るのだが、閏九月一日の夢はきわめて具体的であった。

丑時夢。大夫来タリテ云フ。面庇忠相ニ問フト。平、又云フ。焼柘榴ノ皮ヲ傳クベシ。之ニ次イデ桃核ノ汁ヲ傳クベシテヘリ。今思フ所ハ、帰依シ奉ル所ノ薬師如来ノ告ゲ給フ所ナラム。随喜ノ心諭エム方ヲ知ラズ。今須ラクハ明且忠明宿祿ヲ召シテ件ノ兩種ノ功能ヲ問フベシ。亦虚美ヲ占ハシムベシ。必ラズシ

モ占フベカラズト雖モ、魔障ノ怖レニ因リテ神告ヲ得ムガ為ナリ。

医博士但波忠明は焼柘榴皮については知らず、仏の見せ給うところとしながらもこの疵には柘榴は使わない方がよいという勘申であった。占いの結果は夢想は信じてよいと出た。実資は薬効を入道侍従にも問い、入道(藤原相任)は、柘榴皮については若干の知識を持つていて、「二葉共用キテ尤モ良カルベシ。就中夢想ノ告グル所疑慮無カルベシ」と答え、実資は二葉を用いることになる。そして「兩種ノ薬極メテ驗有り。神異ト謂フベシ」(九日)と感動するのである。

道長の夢の記述で具体的なのは、

今朝御夢ヲミラル。飲酒ヲ御覽せりテヘリ。即チ奏シテ云フ、雨下ルカト。酉時バカリ奏ス。天氣宜シ。退出後、午後小雨下ル。事感有り。雷声有り。(寛弘元・七・一一)

という日照りの折の一条天皇の夢と道長の夢解き、その中的の記述くらいである。道長は夢解きに自信があったらしい。「権記」にも、長保二年(一〇〇〇)九月六日、行成が四日に見た夢(詳述されては略す)を道長に語ったところ、道長が「是吉想也。ユメユメ亦他人ニ語ルコト莫カレ」と言い、そのついでに、「入道相府將冠之時、初叙位給之夜夢」のことを示したという。入道相府は兼家であろう。兼家の初叙位という昔の夢まで大切に伝来していたのである。夢判断には多くの夢の事例を知っている方がよかつたろうこともうかがわれる。

#### 四

夢想で二種の薬を示され、「所奉<sub>二</sub>帰依<sub>一</sub>薬師如来所<sub>三</sub>告給<sub>二</sub>」と歡喜感激しながらも、実資はその夢想の虚実を占わせ、医家に両薬の効能を問うている。薬の服用は誤れば生命にも関わることであり、慎重にならざるをえないのであろうが、実資は「因<sub>三</sub>魔障<sub>一</sub>之怖<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>神告也」という理由で占わせるのだと書いている。「魔障」は普通「仏道修行の妨げをなすさわり。悪魔の妨害」(岩波古語辞典)の意に使われる仏教語である。薬に効能がなく、または害になった場合、夢想は疑われ、夢想によって二葉を伝えた仏自体にまで疑惑が及ぶとしたら、信仰の妨げになる。それを狙つて悪魔の見せた夢である怖れもあると、実資は思つたのであろう。つまり夢には悪魔

・悪しきものの働きかけである可能性もあると考えられていたことになる。

自分に不利な夢を見た場合、人はだれしも信じたくないと思うであろう。たとえば、いついつ死ぬぞと夢で啓示されて、それをそのまま甘受できるだろうか。そんな夢想を得た行成の例を「権記」で見よう。長保三年、(一〇〇一)五月二十一日、三十歳の時の夢である。

此ノ夜夢。故帯力平高義示シ送リテ云フ、今日以後五位已上ノ亡スベキ者六十人、汝其ノ中ニ在リト云々。夢通虚実亦有ニ下統、亦俗ニ左繩ト云フ。若シ神明ノ援助有ルガ如クハ、何ゾ必ズシモ鬼籍ニ入ラム哉。但シ定業在ラバ之ヲ免ルルコト亦難カラムノミ。

疫病流行の年で、「権記」の前々日にも、諸卿が集まり疫病を禳い除くための会議の開かれたことが記されている。そうした不安と関わつての夢であることは明白だが、興味深いのは死を宣告された行成の注記である。行成はまず「夢通虚実亦有下統」と書く。

「下統」は意が通じず、テキストとした増補史料大成本には「統」の字に疑符(左傍線)が附されている。また「夢通虚実」は、夢は虚実を通にする。意か、夢の通(伝え知らせること)には虚実がある。意かもよく判らないが、これはどちらにしたところで、夢に虚と実があるといっていることだけは確かである。俗に左繩というところある左繩は、「日本書紀」神代上天石戸戸から出た天照大神が再び中に入らぬよう張られた「端出之繩」に「繩、亦云、左繩端出、此云三梨具梅籬波」と注記があるのに見える。シメ繩で、神

事に使う繩は、普通繩は右よりであるのに対して、左よりで使つてあるための名である。夢については、

ふたりねでふたりねたりとみし夢はひだりなは(ナヤ)に有けるものを  
(登蓮法師恋百首 続群書類従三九五)

承安三年法輪寺歌合に、恋 祐盛法印

つらかりしゆめはさめてもかはらぬにあふとみつるぞひだりなはなる  
(夫木和歌抄三六、新編国歌大観一七〇五六)

と見える。登蓮の歌は「日本国語大辞典」には「二人寝て」と初句を清音のまま引くが、「ねで」と濁つて否定で解するのがよい。後者は「平安朝歌合大成」では「承安二年(秋)法輪寺歌合」の項を立てて入れている。「法印」は「法師」とする。共に平安後期の例だが、事実と違ふ夢、実現しない夢といった意に使われており、「権記」の虚の夢と一致すると見てよい。行成は自らの死を予告した夢について、夢にはそのとおりにならない夢もあるのだから、仏神の援助があれば死ぬとは限らないと、おのれを慰めているのである。

神仏の加護を請うことこそが最高の夢違えの方途であった。でも定業(前世からの約束ごと)があれば死を免れるのはむずかしいだろうと、不安は尽きないようだ。そして行成は翌二十二日、明日から世尊寺で僧三口で五ヶ日(寺を日の誤りと見る)を限つて仁王經を講じるよう、円縁阿闍梨に依頼している。二十四日には、慶命阿闍梨と忍寿大威儀を左右に従えて居礼している夢を見、「是三宝冥心也」と喜んでゐる。この夜は、「首字」の訓の善し悪しについて問答している夢とか、「此ノ外甚ダ種々見ユル也」とたくさんの夢を見るが、「詳シク覚エズ。仍リテ記サズ」とある。夢想紛紜と

いうところである。寝苦しかったのであろう。二十六日には、

此ノ夜夢。来タル八月十五日重ク慎シムベシ。

とある。「かげろふの日記」に、

たたむ月に死ぬべしといふさとしもしたれば、この月にやとも

思ふ。

(下巻 天禄三年八月)

とある夢と同種のものである。その八月十五日の「権記」には「慎シム所有リテ籠リ居ル」とある。この日の記述はこれだけで、本尊の前にでもいてひたすら仏の加護を念じ折っている行成の姿が浮かんでくるようである。「かげろふの日記」で見える限りでは、道綱の母は至極平静で、

。つつしめという月日近うなりにけることを、あはれとばかり思ひつつ寝る。

(八月)

。われは、春の夜のつね、秋のつれづれ、いとあはれ深きながめをするよりは、残らむ人の思ひ出でも見よとて、絵をぞかく。さるうちにも、いまや、今日やと待たるる命、やうやう月たちて日もゆけば、さればよ、よも死なじものを、さいはひある人こそ、命はつつむれと思ふに、うべもなく、九月もたちぬ。

(九月)

といった書き方をする。夢のさとしを信じ、静かな心で死を待ち、不幸にも死ねなかったというのだが、事実のままかどうか。少くとも道綱の母の周辺では、諷誦や念仏・写経・献燈といった寺社への祈願は行われていたはずである。

「夢通虚実」という表現は「小右記」にも見える。やはり死の予告の夢の感想で、道長の死の夢想を心替が実質に語るくだりであ

る。

心替律師云フ。近曾夢。故大僧正觀修及比上臈ノ僧等云フ、撰政今年殊ナル事無キ歟。明年必ズ死スベシト。心替問ヒテ云フ。如何乎ト。答エテ云フ。種々ノ善事ニ依リテ強ヒテ今年ニ及

ブ。而シテ明年必ズ死スベシテヘリ。夢通虚実、然レドモ御侍

ニ奉仕ス。未ダ此ノ如キノ夢見ズ。又彼ノ癡惑ヲ推スニ、夢想

合フベキ歟云々。(長和五・五・一八)

「夢通虚実」といいながらも祈禱はする。そして道長の病氣からして、心替は夢想を信じる方に傾いている。

「権記」には「虚夢」という表現も出てくる。本稿の最初に目覚めてすぐ書いたと紹介した寛弘八年十一月十四日の夢の中に「偽説虚夢云」と見えるものであるが、この夢のこの部分、わたくしには解釈できないところがあり、引用はここでは省く。が、ともかく、虚夢とか魔障とかいうことがあって、夢が信じられない事例もかなりあったはずである。夢を疑うのは「かげろふの日記」の作者だけではなかったのである。「去夜夢ニ藏人頭ヲ辞スベキノ趣アリ」(権記、長保元・八・一九)とあっても行成は藏人頭を辞任しなかつたし、「偽説虚夢」の出でくる夢は、十六日の冷泉院の葬送を延引すべしというものだったが、葬送は予定どおり行われた。逆に、永平親王の薨奏との関わりで賀茂の臨時の祭の日程が問題となった時には、「延べ行ワルベキノ夢想」を祭使内蔵頭藤原高遠が見て、占いの結果延ばすことに決定した例もある(小、永延二・一一・一九)。

夢が疑われる場合の一つに、本当に見たかどうか疑わしい他人の

夢想——創作の可能性の大きい夢想がある。「小右記」の正暦四年（九九三）三月十八日条に次のような記述がある。

前日来タレル所ノ法師今日重ネテ来タリ。其ノ名ヲ問フニ円賢テヘリ。相ヒ逢ハズ。人ヲ以テ云フ。夢想告ヲ申サムガ為ニ参入スル所也テヘリ。人々云フ。虚夢ヲ以テ処々ニ来タリ告ゲ、其ノ事ヲ以テ便ト為ス者ナリト云々。

前日とは三月五日のことで、天台具足坂松下房に住み、常に行堂の辺に往還している者と称し、実資に申すべき事有りとな面会を求めたが、会わなかった。故大僧正良源の弟子と自称するが、誰も知る人のない疑わしい僧であった。ここにも虚夢という語が出てくる。これは作り物の夢、偽りの夢の意に用いられていよう。この円賢という法師は、虚夢を諸処に告げ歩き、それを使——生活の手段としているという評判の者であったというのは、情報が集められていたのであろう。二十二日条には、

円賢法師重ネテ来タリ。平着師ヲ以テ夢ノ躰ヲ問ハシム。告ゲル所虚ニ似タリ。信ジ用ウベカラズ。

信用できないと思つていても、あなたのための夢想ですと三度も来られると、やはり気になって問わせることになる。吉夢ということだろうが、おそらくは作り物めいていて、さすがに実資は信用しないのである。「かげろふの日記」の下巻の、

「いぬる五日の夜の夢に、御袖に月と日とを受けたまひて、月をば足の下に踏み、日をば胸にあてて抱きたまふとなむ、見てはべる。……」  
(天禄三年二月)

という夢を告げ送ってきた、石山に籠っている穀断ちと称する僧な  
「権記」の夢「小右記」の夢——女流日記文学の夢への序説——

ど、そうした輩であろう。「更級日記」の、鏡を持たせて初瀬に代参させた僧の夢も、やはり同類と見るべきであろう。道綱の母が来合させた（という）「夢あはする者」に日月の夢を他人のことにして夢解きさせ「みかどをわがままに、おぼしきさまのまつりごとせむものぞ」という上上吉の答えに「さればよ。これがそらあはせにはあらず。いひおこせたる僧の疑はしきなり」いつているのには、虚夢で利を得ようとする僧の存在する（はびこっている、といつてもよい）社会状況があった。

寂円上人来タリテ云フ。去夜夢有り。大殿石清水宮ノ宝前ニ候フ。簾中ヨリ御盃ヲ下官ニ伝フ。下官元命ニ給フト云々。吉想也。  
(小 寛仁元・八・二九)

早朝寂円上人来タリ。去夜ノ夢想ノ事ヲ語ル。諸神下官ヲ褒誉スルノ由也。□宗者へ宗タルハ？石清水大菩薩ノ御躰也テヘリ  
(同、同・一一・七)

寂円という僧は横野廣造氏の「長保二年（一〇〇〇）人名辞典（第四部僧侶）」に三人が見え、いずれも素姓の知られる人達である。「小右記」には他には見えないが、上人とも記されており、円賢のようにえたいの知れぬ僧ではなさそうである。だがこう並べて見るといささか信じがたい夢で、何か下心があつて実資に持ち込んでいるように見える。それを察したか、後者には夢想の感想はなし。

## 五

行成・実資・道長達は豊富な夢体験を持ち、それを記録してもい

た。その生活は夢と深く関わり、夢を生活の指針としていたといつても過言ではない。黄なる地の袈裟を着けたいと清げなる僧から「法華経五の巻をとくならへ」と告げられながらそれを無視した『更級日記』の作者の態度など、当時の社会ではきわめて非常識的なものであった。もちろん、外出することが多く職務も忙しい官人達と女性とは、生活の指針としての夢の重要性には大きな相違はあったろうが、女流日記文学に描かれた夢と漢文日記に記録された夢とが、共通の精神的基盤によって成り立ち、解釈されていたことは確かである。こう見てくると、日記文学に描かれた夢の量があまりにも少いという、当然の事実に改めて気づかされる。『小右記』の治安三年（一〇二三）の場合は「夢想紛紜」の類十五例を含めて二十五種の夢（他人の夢四、誰の夢かわたくしに判断のつかぬもの一を含む）が書き留められている。それに対して「かげろふの日記」では二十一年間に十（内他人の夢四）、『更級日記』では四十年間に十一（内他人の夢二）というのが記載された夢の数である。多くの夢の中から、はっきりした構想をもって選び取られ、作品の中に位置づけられたのが、女流日記文学の夢なのである。『更級日記』の「法華経五の巻をとくならへ」という夢告は、まさにそれを無視した少女時代の自分の非常識さ、信仰心の薄さの証明のためにそこに置かれたのであった。『更級日記』の夢と作品の構想との関わりは概してわかりやすそうだが、「かげろふの日記」の夢の場合にはなかなかむずかしい。有名な頭髮を解き下ろし、額髪を分ける夢や腹中の蛇が肝を食む夢など、「これも悪し善しも知らねど、かく記しておくやうは、かかる身の果てを見聞かむ人、夢をも仏をも用ゐ

るべしや、用ゐるまじや、と定めよとなり」という注記（中巻天禄二年四月）と共にあそこに置かれたのはどのような意図によるか、このあたりの追求はもつとされなければなるまい。今視点を女流日記文学の夢に移すときがきた。それは次稿にゆだねたい。

注1 漢文日記という術語には疑問も出されている（位藤邦生氏

真名日記研究覚書 中世文学研究九 昭58・8）。日記が和化漢文で書かれているからだだが、位藤氏の提唱された真名日記もなじまない。和化漢文・変体漢文と承知の上で漢文日記とするのがよいだろう。いずれ詳論したい。

2 使用・引用したテキストは、『権記』は増補史料大成本、『眞信公記』『小右記』『御堂関白記』は大日本古記録本である。校勘の傍注してある疑問箇所はその校勘に従うのを原則とした。書き下しにする場合は底本の句読点等にはこだわらない。（ ）の内に入れたのは、底本の割注である。へくをつけて若干読み方も示した。「かげろふの日記」「更級日記」は日本古典文学全集本によった。